

(陳受20第7号)

拉致被害者救助に関する陳情

受理年月日

平成20年5月26日

陳情者

吉祥寺東町2-39-5
村瀬 茂樹

陳情の要旨

北朝鮮による拉致は、被害者の自由を奪う侵略行為です。これは日本国憲法に定められた、第11条（基本的人権の享有）、第13条（個人の尊重と公共の福祉）、第14条（法の下での平等）、第18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）、第19条（思想及び良心の自由）、第20条（信教の自由）、第21条（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）、第22条（居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由）、第23条（学問の自由）、第25条（生存権）、第26条（教育を受ける権利）、第27条（勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）、第29条（財産権）、第31条（法的手続きの保障）、第32条（裁判を受ける権利）、第33条（逮捕の要件）、第34条（拘留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障）に抵触する犯罪行為です。

また、現在の国際情勢をみるとアメリカも拉致問題解決に積極的とはいえ日本国民が主体となって解決する必要があります。

北朝鮮による日本人拉致被害者救出のために、武蔵野市議会が積極的行動をとることを願います。

よって、武蔵野市議会が北朝鮮非難決議を行うこと、また下記の項目について関係省庁に意見書を提出くださるよう陳情いたします。

記

- 1 北朝鮮に対する経済制裁を強化し、延長を行うこと。
- 2 北朝鮮非難決議を行うこと。
- 3 日本独自の核武装を行うこと。
- 4 拉致実行犯人の引渡しを要求すること。
- 5 拉致被害者全員を救出し、帰国させること。